

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年6月15日（令和5年（行情）諮問第509号）及び同年8月25日（同第719号）

答申日：令和5年11月20日（令和5年度（行情）答申第460号及び同第461号）

事件名：「3文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関し行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「3文書や防衛力の抜本的強化について」の議論に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等する予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月8日付け情報公開第00449号及び令和5年7月18日付け情報公開第00918号により、外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）サンプル的な決定を行うべきである。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

当省は、令和5年3月7日付けで受理した審査請求人からの開示請求

「3文書や防衛力の抜本的強化について」（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち情報公開第02616号（2022-00511）で追加的に開示決定等する予定の全て、及び当該請求（2022-00511）の後に綴られた文書の全て。」に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を特定し、一部不開示とする決定を行った（令和5年5月8日付け情報公開第00499号）（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和5年5月17日付けで、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」等の旨の審査請求を行った。

また、令和5年5月17日付けで受理した審査請求人からの開示請求「3文書や防衛力の抜本的強化について（令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見）の議論に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全てのうち情報公開第00449号（2022-00749）で追加的に開示決定等する予定の全て、及び当該請求（2022-00749）の後につづられた文書の全て。」に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を特定し、一部不開示とする決定を行った（令和5年7月16日付け情報公開第00918号）（原処分2）。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月22日付けで、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」等の旨の審査請求を行った。

2 原決定について

(1) 原処分1について

本件審査請求の対象となる文書は、「2022年10月27日（木）衆・安保委國場幸之助君（自民）」である。

(2) 原処分2について

本件審査請求の対象となる文書は、「2022年10月26日（水）衆・外務委青山大人君（立憲）」である。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張するが、我が国政府機関の非公式の電話番号であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分を不開示とした判断は、法5条6号に該当し、妥当である。

(2) 審査請求人は、「平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号に従い、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な

判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。」旨主張する。

審査請求人は、これまでも同様の趣旨で開示請求に対する相当の部分の決定に対する審査請求を行ってきたが、これに関し総務省情報公開・個人情報保護審査会は、令和2年3月30日付け情個審第1074号「諮問事件に係る意見について（通知）」において、「審査請求人が行った各開示請求に対し外務大臣が行った各開示決定（令和元年11月5日付け情報公開第01627号及び令和元年10月2日付け情報公開第01418号。以下、併せて「原処分」という。）は、いずれも外務大臣が法11条の規定を適用した上で行われた相当の部分に係る開示決定である。したがって、審査請求人が開示を求める文書に該当する文書については、いずれも原処分で開示された文書の外にはないとは限らないのであって、審査請求人もそのことを承知した上で、相当の部分に係る開示決定につき、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）」を行うことを求めていると解される。そうすると、本件審査請求は不服申立ての利益がなく、不適法なものとして却下されるべきであるから、法19条に基づき、当審査会に諮問を要しない場合に該当するものと認められる。したがって、本件諮問の取下げについて検討されたい。なお、審査請求人が上記主張の根拠として示している平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号は、当該事案の事実関係の下でなされたものであり、本件とは事案が異なる。」旨の意見を示している。

本審査請求においても、審査請求人は相当の部分の決定に対して、「サンプル的な決定をすること」を求めているが、かかる審査請求は不服申立ての利益がなく、不適法である。

4 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、上記3（1）については原決定を維持し、上記3（2）については却下することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月15日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第509号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月5日 審議（同上）
- ④ 同年8月25日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第719号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ⑥ 同年9月8日 審議（同上）
- ⑦ 同年11月14日 本件対象文書の見分，令和5年（行情）諮問第509号及び同第719号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙に掲げる2文書である。

審査請求人は，不開示部分の開示を求めており，諮問庁は，不開示部分を法5条6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には，我が国政府機関の非公表の電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は，これを公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした各決定については，不開示とされた部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

文書1 「2022年10月27日（木）衆・安保委國場幸之助君（自民）」

文書2 「2022年10月26日（水）衆・外務委青山大人君（立憲）」